

日本共産党を代表されました村井議員のご質問に
お答えします。

まず、核兵器の廃絶についてであります。

恒久平和の実現と基本的人権の尊重は、人類共通の願いであります。

しかし、今なお世界各地で平和を脅かす事態が続いている状況があり憂慮しているところでもあります。

国においては、国際社会において唯一の被爆国として核兵器廃絶と世界の恒久平和に主導的役割をはたされるよう期待するものであります。

なお、本市が加入しております
日本非核宣言自治体協議会を通じて、平和市長会議にも参加し、核兵器廃絶に向け、取り組んでいるところでもあります。

また、岩国基地へのNLP発着訓練基地、移転問題につきましては、地元自治体からも強い反対の声が上がっており、国として、地元自治体への十分な説明責任を果たすなど、適切な対応をされるよう念願するものであります。

以上

次に、介護保険制度についてであります。
まず、新制度施行後のサービス利用についてであります。

このたびの制度改正は、制度全体を「予防重視型システム」へ転換していくものであり、軽度者を対処として「予防給付」が創設された事により、その対象者を選定する観点から要介護状態区分が見直され、従来の「要介護 1」が「要介護 1」と「要支援 2」に二分され、これまでと同程度の身体状況であっても、介護予防サービスの効果が見込まれる方は「要支援 2」と認定することとされています。

福祉用具の貸与につきましては、「要介護 1」「要支援 1、2」の方に対して、種別によっては保険給付の対象としないこととなりましたが、特に必要と認められる一定の条件に該当する方は今後も利用できることとなっております。

福祉用具の種別及び介護度別の数値ではありませんが、すべての福祉用具の貸与の 7 月給付実績では、要支援で、728 人 要介護 1 が 1,118 人であります。

次に、介護サービスについてであります。
訪問介護や通所介護など介護サービスは、介護予防・自立支援の観点から必要とされる量を利用し

ていただくものであります。

次に「給付の適正化」についてであります。

居宅介護支援事業所に対して、介護保険のサービス利用にあたりケアプランが適正に作成されているかどうか等について、国が示した基準に基づき指導を実施しているところであります。

次に、介護保険料についてであります。

まず、一般会計からの繰り入れにつきましては、給付費用の財源構成が介護保険法において定められていることから、困難であります。

また、国庫負担の割合につきましては、現行の20%から25%に引き上げ、財政調整交付金をその外枠とするよう全国市長会を通じて国に要望しているところであります。

次に、施設利用者の居住費負担などについてであります。

居住費及び食費の利用者負担は、「負担の公平」などの観点から見直しされたものであり、低所得者に対する一定の配慮がなされているところであります。

また、本市においては、低所得者を対象とした独自の食費助成の措置を講じる事としており、市広報紙やホームページ、各事業所への通知など周

知・徹底を図っているところであります。

以上

次に障害者自立支援法についてであります。
障害者自立支援法における利用者負担は、障害のある人が、将来にわたって、地域で安心して暮らしていける社会を実現するために、社会連帯で支えあう仕組みとして、低所得者へのきめ細かな配慮をしながら、導入されたところであります。

定率負担の撤回については、障害者自立支援法の根幹にかかわる事であり、困難であります。

本市としましては、負担上減額の合算対象を拡大するとともに、児童通園施設利用者の食費助成を行い、独自に、負担軽減措置を講じたところあります。

なお、児童通園施設の所得制限は、一定所得までの課税世帯が特に負担が大きくなる反面、高額所得世帯では、通所日数によっては負担が少なくなる事から設定したもので、公平性の観点から必要と考えております。

次に、福祉サービスの利用上減額を半額にした場合の試算については、新体系の事業に移行していく過渡期であり、現時点での試算は困難であります。

次に、社会福祉法人減免につきましては、社会福祉法人の公共性に鑑み、設けられた制度であり、他の事業者への拡大については、利用実態の推移等により研究してまいります。

障害者自立支援法による利用者負担につきましては、国の動向や利用の実態を注視するなかで、更なる軽減措置の必要性についても検討してまいります。

同法の施行状況については、国も自治体へのヒヤリングを実施するなどしているところであり、先ごろ、事業者等の収入減に対する対策として、追加の加算措置等を発表したところであります。

これにより、事業者に対して、一定の救済が可能と考えております。

次に、小規模通所授産施設等の補助事業については、新体系への移行が基本となりますが、福祉的就労の重要性に鑑み、当面、現行の機能が果たせるよう措置してまいります。

次に、知的障害者や精神障害者に係る障害程度区分につきましては、本市の認定審査会においては、障害特性を十分勘案して審査されているものと考えております。

次に、地域生活支援事業の定率負担については、これまでも負担を頂いていた事業を引き継ぐものであり、また、介護給付との負担の均衡から、他の事業と合算して上限管理をする中で、負担をお願いするものです。

以上

次に、国民健康保険についてであります。
まず、資格証明書の交付につきましては、保険税の納税に対する公平性を確保するために、交付しているものであり、今後も厳正に対処してまいります。

なお、資格証明書の交付世帯に、傷病者がいる場合には、納税相談にお越し頂きたいと考えております。

次に、一部負担金の減免制度拡充につきましては、国保制度の健全運営の観点から、困難であります。

次に、税制改正による影響につきましては、世帯あたりの人数や所得が、多岐にわたっていることから、全体を推計する事は困難であります。

以上

次に保育行政についてであります。

保育所の再整備は、現在、保育所が抱えている様々な課題を解決し、保育内容の維持向上や子育て支援を中心とした新たなニーズに応えるため、今後10年間を目途に、入所児童数の推移や施設状況等を見極めながら、統廃合や法人移管等の手法により取り組むものであります。

来年度、移管する2所につきましては、施設の適正規模・適正配置を基本に、老朽化に伴う改築整備の緊急度や将来に渡っての運営の安定性等を勘案し、選定したものであります。

移管先法人につきましては、多様な保育ニーズに応え、児童により良い保育が提供できる事を基本に、法人移管審査会の審査を経て、選定することといたしております。

保育所の民営化をめぐる判決につきましては、決して法人移管を否定しているものではなく、一人ひとりの児童の状況を丁寧に引き継ぐ中で、保護者との信頼関係を築く事が何よりも大切である事を示したものと受け止めております。

こうした趣旨を踏まえ、取組みの進捗状況に応じて、その都度、保護者へ説明をし、理解と協力を得ながら、円滑な移管に向け取り組んでまいります。

次に、幹線道路網整備についてであります。
まず、設計協議の進め方ではありますが、協議の基となる設計内容を図面等で説明した上で、地元の意見・要望を受けて、その対応方針を検討し、図面修正等を行う中で、地区の合意形成を図っていくものであります。

山北地区においては、先般の説明会で、詳細設計図面を説明したところであり、今後円滑な方法を検討し、意見を集約する中で、設計協議を進めていく旨を、事業者より伺っております。

次に、熊野学区鳴地区における設計協議につきましては、対応方針並びに修正図面への意向確認の結果、町内会居住世帯の約96%、地権者の約91%で了解を得られたことから、事業者において、一定の合意を得たものと判断され、確認結果を関係者へ周知し、設計協議を終了したところであります。

次に、山北地区の設計協議で配布した「学区共通確認事項」についてであります。

この資料は、瀬戸学区の他地区との設計協議で、工事中の安全対策など、学区全体に共通すると考えられる事項を、確認書にまとめた事例を、参考資料として配布したものでありますが、「資料のみを見た場合に、山北地区で既に合意していると誤解する。」との、意見がありました。

その対応として、他地区の実例で、あくまでも参考資料である旨を明記するなど、誤解を招かないように修正し、地権者へは郵送で、町内会へは回覧で、それぞれ周知する予定としております。

次に、現在の環境影響評価書につきましては、環境影響評価法や省令等に基づいて実施しており、適切な評価である旨を、事業者から伺っております。

次に、大気状態等は、省令等に定められた手法で適切に把握している旨を、事業者から伺っております。

以上

次に、靱港埋め立て架橋についてであります。

靱町は、道路が狭隘で交通混雑や防災上の課題、人口減少・高齢化の進行など、様々な課題を抱えております。

靱地区道路港湾整備事業は、これら様々な課題を抜本的に改善するために計画しているものであり、現在の県道のバイパスとなるだけでなく、靱市街地への利便性も高め、市街地内の交通混雑が大幅に解消できるものと考えております。

そして、駐車場の整備など観光地としての魅力作りを進めるとともに、この事業に併せ、歴史的建造物の保存・修復事業、下水道などの生活基盤の整備を進めることにより、町の再生、活性化を図っていきたいと考えております。

まず、公有水面埋立て法の解釈についてであります。

国が示した回答内容は、これまで実務上、全員同意を求めていたのに対し、同意の得られない場合の埋立免許の可否判断の基準が示されたものであります。

そのため、県と協力し、埋め立て免許の取得に向け、示された諸基準に照らしつつ、協議を進めていきたいと考えております。

そして、構造改革プログラムの考え方に即し、早期に実現を目指してまいります。

次に、住民署名についてであります。

2004年（平成16年）「鞆地区道路港湾整備事業の推進に関する要望書」は、住民の大多数の署名をもって提出されており、これが地元の総意であると認識しております。

また、今年6月に提出された署名は、「鞆の浦の歴史的文化的価値を生かしたまちづくりの検討の場の設置に関する要望書」であり、先の署名と重複した方もおられ、この事業を契機として住民の皆さんが中心となって町づくりを進めていかれることを期待しております。

次に、鞆町江之浦1172番地の土地の排水同意についてであります。

当該地の土地登記簿記載の土地につきまして、現在の固定資産税納付者に聞き取りを行い、同意を得ております。

次に、生ずる公共の利益と失わせる利益についてであります。

本事業が実施された場合は、交通問題の抜本的な改善、迂回路の確保による下水道など都市基盤整備の推進、あるいは、駐車場整備などによる、

観光の利便増進、フェリー埠頭や小型船係留施設の整備などの港湾機能の強化、さらには埋立・護岸設置による高潮対策など、鞆町が抱える様々な課題への対応が図られるものであり、相当の公共利益に該当するものと考えております。

一方、失われる利益ではありますが、直接影響を受ける排水施設や護岸については、機能回復のための整備を行うこととしており、歴史的港湾施設とされる5施設については、事業が実施されても焚場の一部を除きすべてが現状のまま残るよう計画しており、景観・環境の保全に十分配慮した計画となっております。

次に、工事による自然環境や生活環境、観光に与える影響についてであります。

工事に当っては、養浜を施行しスナガニなどの生態を移殖するなど、周辺の自然環境・生活環境に十分配慮した手法・工程が考えられております。

また、鞆町の観光ポイントは、歴史的町並みや寺社、対潮楼からの眺望に代表される瀬戸の多島美をはじめ、町内いたる所に存在しており、観光に与える工事中の影響は少ないものと考えております。

しかし、この事業を、実施しなかった場合には、道路をはじめとする生活基盤の大幅な改善が見込めなくなり、仮に、観光客が増加したとしても、

人口は更に減少し、町の活力が低下していけば、有形無形の伝統文化の継承は困難になっていくものと危惧しております。

鞆の魅力は、そこに暮らす人々の生活が積み重ねてきた歴史であり、それを絶やさないためにも住民の皆さんが安心して生活できる基盤整備を進めなければならないと考えております。

その基盤整備として、一部反対者からも示されている山側トンネル案については、これまで幾度も比較検討を行ってまいりましたが、単なる通過交通のための道路としかかなり得ず、鞆町が抱える様々な課題の抜本的な解決にはならないものであり、道路事業と港湾事業を一体的に整備する埋立架橋案が最善であると考えております。

以上

次に、人権・同和行政についてであります。

まず、部落解放同盟福山市協議会への補助金につきましては、同和問題をはじめとしたさまざまな人権課題解決に有効であり、公益に資すると判断するなかで、福山市補助金交付規則に基づき交付しているものであります。

また、福山市人権交流センターにおける部落解放同盟福山市協議会への事務所の使用許可につきましては、福山市人権交流センター条例の設置目的に合致していることや、センターの運営上支障がない事などから、使用許可しているものであります。

次に、住民学習会につきましては、市民の自主的・主体的な取り組みにより、多くの成果が上がっていると認識しております。

今後も「福山市人権施策基本方針」に基づき、さまざまな人権課題をとりあげながら、参加者の日常生活に生かされ、「協働のまちづくり」にもつながる学習会となるよう支援してまいります。

次に、コミュニティセンター・館は、福山市コミュニティセンター条例に基づき設置されており、各種講座など多様な事業と地域の民主団体やグループ・サークルの活動の場として、利用者が大きく増加しております。

今後とも、地域社会全体の中で、福祉の向上や、人権啓発の住民交流の拠点となる、開かれたコミュニティセンターとしての役割が果たせるよう、取り組んでまいります。

なお、人権平和資料館は、人権と平和資料の展示を通じて、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決と恒久平和を実現する事を目的とし、常設展示以外にも、企画展示や平和コンサートなどを実施しております。

今後とも、幅広く人権課題を取り上げ、児童・生徒をはじめ、多くの市民に人権と平和について理解を深めていただける場となるよう多彩な事業を実施してまいります。

以上